

令和8年第1回定例会議案説明資料

- 1 議案48号 千葉市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・P2

【議案第48号】

千葉市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備について、火災の予防のため必要な事項は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「対象火気省令」という。）」の規定に基づき、千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号。以下「条例」という。）でこれを定めている。

今般、対象火気省令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 主な内容

(1) 簡易サウナ設備関係（第7条の2関係）

ア 第7条の2（簡易サウナ設備）を新設し、簡易サウナ設備を定義する。

イ 簡易サウナ設備と周囲の可燃物等との間に火災予防上必要とされる距離を定める。

ウ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に安全を確保するための装置について定める。

(2) 一般サウナ設備関係（第7条の3関係）

従来の「サウナ設備」の名称を「一般サウナ設備」に改め、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備として定義する。

(3) 火を使用する設備等の設置の届出（第44条第1項関係）

簡易サウナ設備について、個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出が必要な設備として定める。

3 施行期日

令和8年3月31日

対象火気省令改正により簡易サウナ設備が追加され、その設置基準が定められたことから、改正省令に基づき条例の一部を改正するもの。

【改正に至った背景】

近年、簡易的なサウナ設備を設置する事例が全国で増加傾向にあるが、浴場等のサウナ室に設けることを想定した現行条例のサウナ設備の基準では、実態に合わない点があることから、その特性に応じた内容の基準制定が求められたもの。

2 主な内容

▶ (1)ア 簡易サウナ設備を新設

屋外や直接外気に接する場所に設けるテント型又はバレル型のサウナ室に設ける次の放熱設備を簡易サウナ設備として定義する。



【放熱設備の要件】

- 定格出力6kW以下のもの
- 薪又は電気を熱源とするもの



▶ (1)ウ 簡易サウナ設備について安全を確保する装置等を規定

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合の安全措置として熱源遮断装置を設けることとする。また、薪を熱源とするものにあつては、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとする。

▶ (2) 従来のサウナ設備の名称を変更

簡易サウナ設備以外のサウナ設備の名称を「一般サウナ設備」とする。

▶ (3) 届出に関する事項を規定

簡易サウナ設備を設置する際は届出を必要とする。(個人が設けるものを除く)

▶ (1)イ 簡易サウナ設備の離隔距離を緩和

サウナ設備 (現行)	簡易サウナ設備 (新設)
①周囲可燃物の表面温度が100℃を超えない距離 ②周囲可燃物が引火しない距離	①周囲可燃物の表面温度が100℃を超えない距離 ②周囲可燃物が引火しない距離
①、②いずれか長い方の距離を離隔距離とする。	①、②いずれか短い方の距離を離隔距離とする。(※)

※簡易サウナ設備は、熱量が小さく、外部に熱が逃げやすい等の理由から、他のサウナ設備と比較して低温着火が生じ難い特性を考慮したもの。

≪ 消防庁による検討会で、テント型サウナ等における安全性の検証実験を実施 ≫

3 施行期日

新旧対照表（千葉市火災予防条例の一部を改正する条例）

改正前	改正後
<p>[新設]</p>	<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として基準省令第5条第3号に規定する距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器（同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）をいう。以下第18条第1項第9号の2において同じ。）を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号から第18号まで、第2項並びに第3項第6号を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備 (以下「サウナ設備」という。)

の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) [略]
 - (2) サウナ設備 は、避難上支障がなく、かつ、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
 - (3) サウナ設備 の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
 - (4) サウナ設備 に使用する電気配線等は、耐熱性、耐乾性を有すること。
- 2 サウナ設備 を設ける室の出入口等の見やすい位置には、規則で定める標識を掲示すること。
- 3 前2項に規定するもののほか、サウナ設備 の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第12号まで及び第16号並びに第2項を除く。)及び前条第1項第3号の規定を準用する。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) ~ (9) [略]
- (9) の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器(同条第2号に規定する住宅用消火器を

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の位置及び

構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) [略]
 - (2) 一般サウナ設備は、避難上支障がなく、かつ、火災予防上安全に区画された位置に設けること。
 - (3) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
 - (4) 一般サウナ設備に使用する電気配線等は、耐熱性、耐乾性を有すること。
- 2 一般サウナ設備を設ける室の出入口等の見やすい位置には、規則で定める標識を掲示すること。
- 3 前2項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第12号まで及び第16号並びに第2項を除く。)の規定を準用する。

(液体燃料を使用する器具)

第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) ~ (9) [略]
- (9) の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器

<p><u>除く。)</u>の準備をした上で使用すること。 (10)～(13) [略] 2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置又は廃止の届出等)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略] [新設]</p> <p>(8) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(9)～(18) [略] 2・3 [略]</p>	<p>の準備をした上で使用すること。 (10)～(13) [略] 2 [略]</p> <p>(火を使用する設備等の設置又は廃止の届出等)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するものであることについて審査を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略] (7)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるもの(業として設けるものを除く。))を除く。) (8) 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(9)～(18) [略] 2・3 [略]</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第44条第1項第8号の規定による届出がされているサウナ設備は、この条例による改正後の第44条第1項第8号の規定による届出がされた一般サウナ設備とみなす。